

## 『JARVIS Tokyo 保護犬・保護猫プロジェクト』利用規約

### 第1条（本規約の目的）

本利用規約(以下「本規約」という。)は、アニコム先進医療研究所株式会社が運営する JARVIS どうぶつ医療センター Tokyo (以下「当センター」という。) が実施する『JARVIS Tokyo 保護動物プロジェクト』(以下「本プロジェクト」という。) の利用条件を定めることにより、保護動物 (以下「保護動物」という。) とその飼い主に対して適切な医療支援を行うとともに、公平かつ透明な運用を図ることを目的とします。

### 第2条（本プロジェクトの趣旨）

- 1 本プロジェクトは、保護動物のうち、重篤な先天性疾患又は遺伝性疾患を抱える、又はその疑いがある個体について、当センターが検査・治療等の医療支援を行うことにより、その生命と生活の質の向上を図ることを目的とします。
- 2 本プロジェクトは、社会貢献及び医療研究の趣旨に基づき実施するものであり、全ての保護動物に対して無制限に医療費を負担するものではありません。当センターが定める一定の件数、期間及び予算の上限の範囲内で運用されます。

### 第3条（対象となる動物）

- 1 本プロジェクトの対象となる動物は、次の全てを満たす犬又は猫とします。
  - (1) 自治体又は保護団体から譲渡された保護動物であること
  - (2) 重篤な先天性疾患又は遺伝性疾患が疑われる症状又は既往があり、当センターが定める基準に照らして本プロジェクトの対象とすることが適切と判断されたこと
  - (3) 飼い主が本規約及び別途ご説明する同意書に同意すること
  - (4) 遺伝学的研究対象となる疾患の場合において、飼い主が当センター又は関連会社が依頼する研究への協力に同意すること
- 2 当センターは、前項の条件を満たす場合であっても、次の事情を総合的に勘案し、本プロジェクトの対象としないことがあります。
  - (1) 当センターの医療体制・設備等の事情から、適切な診療の提供が困難であると判断する場合
  - (2) 当センターが定める本プロジェクトの年間件数又は予算の上限に達している場合
  - (3) 本プロジェクトの趣旨に照らして適切でないと合理的に判断される場合

### 第4条（保護動物であることの確認）

- 1 本プロジェクトの利用申込みにあたり、飼い主は次の書類の提出にご協力いただきます。
  - (1) 自治体又は保護団体からの譲渡証明書、保護契約書等

(2) 保護に至った経緯を記載した書面

(当センター所定の様式でのご提出を依頼する場合があります)

(3) 既往歴・ワクチン歴等が分かる資料（可能な範囲で可）

2 当センターは、必要に応じて、自治体又は保護団体等に対し、確認のご連絡を行うことがあります。

3 提出書類に虚偽があった場合、又は保護動物として扱うことが適切でないと判断される場合、当センターは本プロジェクトのご利用をお断りすることがあります。

#### 第5条（診療内容）

1 本プロジェクトにおいては、対象動物の状態に応じて、遺伝子検査を含む各種検査及び必要な治療を行います。具体的な検査・治療の内容は、担当獣医師が医学的判断に基づき決定します。

2 診療内容及び予想される効果・リスクについては、事前に説明のうえ、飼い主の同意をいただきます。

#### 第6条（費用及び負担割合）

1 本プロジェクトにおける費用の基本的な考え方は、次のとおりとします。

(1) 遺伝子検査に関する費用は、当センター又は関連会社が負担します。

(2) その他の検査及び治療に関する費用の一部について、当センター又は関連会社が支援（割引等）を行います。

2 飼い主の自己負担割合は、原則として検査及び治療に関する費用の原価相当分とし、残りを当センター又は関連会社が負担します。具体的な金額は、診療前に見積書等によりご提示します。

3 飼い主の経済状況その他の事情により、担当獣医師及び当センターが必要と判断した場合には、自己負担額の減免を行うことがあります。

4 特定の研究プロジェクトにご協力いただく場合等、別途定める条件を満たすときには、追加の費用支援（自己負担のさらなる減免）を行うことがあります。その場合の条件及び内容は、別途ご説明し、同意書に記載します。

5 本プロジェクトにおける費用支援は、保護動物及びその飼い主に対する支援を目的とするものであり、特定の取引先等に対する特別な取引条件を提供するものではありません。

#### 第7条（予約・キャンセル）

1 本プロジェクトの診療は、原則として事前予約制とします。

2 予約の変更又はキャンセルを希望される場合は、可能な限り早めに当センターまでご連絡ください。無断キャンセルが繰り返される場合、本プロジェクトの利用をお断りすることがあります。

## 第8条（情報提供及び研究利用）

- 1 本プロジェクトにおいて得られた診療情報、検査結果等は、個人及び団体が特定されない形で、当センター及びアニコムグループにおける医療の質向上、疾患研究等の目的で利用させていただくことがあります。
- 2 特定の研究プロジェクトに参加いただく場合は、研究の目的・方法・予想される負担・利益等をご説明し、別途研究参加同意書を取得します。研究参加は任意であり、参加されないことにより、本プロジェクトの利用に不利益が生じることはありません（ただし、第6条第4項の追加支援について、研究参加を条件とする場合があります）。

## 第9条（免責事項）

- 1 当センターは、最新の医療知見に基づき最善の診療を行いますが、全ての検査・治療について効果を保証するものではありません。
- 2 動物の個体差、予測困難な合併症その他の事由により生じた結果については、当センターに故意または過失がない限り、法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても本プロジェクトの利用に関して飼い主に生じた損害、損失、不利益等に関して、法令上の責任を超えて責任を負いません。ただし、当センターに軽過失がある場合、その損害賠償額は飼い主に現実に生じた通常かつ直接の損害に限るものとします。

## 第10条（本プロジェクトの変更・中止）

- 1 当センターは、医療技術の進展、社会情勢の変化、本プロジェクトの利用状況、予算状況その他の事情により、本プロジェクトの内容を変更又は中止することがあります。
- 2 本プロジェクトの変更又は中止を行う場合、当センターは可能な範囲で事前にお知らせするよう努めます。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## 第11条（SNS等での情報発信についてのお願い）

- 1 本プロジェクトに関する体験やご意見をSNS等で発信される場合には、他の利用者や医療従事者に対する誹謗中傷、事実と異なる情報の拡散等はお控えください。
- 2 当センターの対応にご不満やご意見がある場合は、まずは当センターまで直接お申し出ください。当センターは、いただいたご意見を真摯に受け止め、必要な改善に努めます。

## 第12条（個人情報の取扱い）

- 1 当センターは、本プロジェクトの運営にあたり取得する個人情報を、関連法令及び当センターのプライバシーポリシーに従い、適切に管理します。
- 2 個人情報の利用目的、第三者提供等については、別途交付するプライバシーポリシーをご確認ください。

### 第13条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約の解釈及び適用には、日本法を準拠法とします。
- 2 本プロジェクトに関して紛争が生じた場合には、当センター所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 附則

本規約は、2025年12月18日から適用します。

アニコム先進医療研究所株式会社  
JARVIS どうぶつ医療センター Tokyo